

諫早市営業時間短縮要請協力金提出書類チェックシート

法人名または
個人事業主名

ご提出の前にこのシートにより、ご自身で提出書類がすべて揃っているか☑をしてください。
チェック後、このシートは申請書類とあわせてご提出ください。

書類	備考
<input type="checkbox"/> 諫早市営業時間短縮要請協力金支給申請書(様式1)	
<input type="checkbox"/> 誓約書(様式2)	<p>●法人の場合 名称及び代表者の職・氏名(記名・押印)を記載してください。 なお、押印は法人登記印を押印してください。 ※住所は法人登記所在地を記載してください。</p> <p>●個人事業主の場合 自署してください。 ※住所は住民票の登録のある住所を記載してください(×店舗の住所)。</p>
<input type="checkbox"/> 本人を確認できる書類の写し ※個人事業主の場合のみ	<p>※住所、氏名、生年月日が確認できる公的証明書類の写し (住所は住民票の登録のある住所が確認できるもの) ※本籍地が記載されている場合は黒塗りしてください。 ※有効期限内のものを提出してください。 <本人確認書類の例> ・「運転免許証」 ・「健康保険証」 ・「在留カード」 ・「マイナンバー(個人番号)カード」 (表面のみを提出してください)</p>
<input type="checkbox"/> 振込先口座の通帳の写し	<p>振込先口座の金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、カナ表記の口座名義が確認できる通帳(表紙をめくった次のページ)の写しを提出してください。 ※振込先口座の名義について ・法人の場合 ⇒ 法人名義としてください。 ・個人事業主の場合 ⇒ 代表者個人の名義としてください。 ※申請者と振込先口座の名義人が一致しない場合は、協力金受領の「委任状(任意様式)」を提出してください。 ※旧十八銀行、旧親和銀行の通帳は、十八親和銀行の通帳へ切り替えての記入にご協力ください。 ※ネットバンキングで通帳がない場合は、振込先口座の金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、カナ表記の口座名義を確認できる各銀行のホームページ画面の画像をプリントアウトのうえご提出ください。</p>
<input type="checkbox"/> 申請する店舗の情報(様式3-1) (様式3-2)	<p>「開店1年以上の店舗用」と「開店1年未満の店舗用」の様式のうち、該当のものを提出してください。 ※対象店舗が複数ある場合は、対象店舗ごとに提出してください。 ※複数店舗申請する場合は、右上の店舗No欄を使用し、店舗毎に番号を付してください。なお、その他の書類についても該当店舗と同じ番号を右上に記載してください。 ※営業時間短縮要請期間中(8月24日から9月6日まで)に「ながさきコロナ対策飲食店認証制度」の認証を受け、営業時間を変更した場合には『申請要領P4参照してください。</p>
<input type="checkbox"/> 飲食店・喫茶店営業許可証の写し	<p>営業時間短縮要請期間(令和3年8月24日～同年9月6日)を含む、有効期限内のものを提出してください。 ※対象店舗が複数ある場合は、対象店舗全ての営業許可証の写しを提出してください。 ※営業許可証の名義が申請者と一致しない場合は、「理由書(任意様式)」を提出してください。 ※対象店舗が複数ある場合は、どの店舗の書類か判別できるように申請する店舗の情報(様式3-1)または(様式3-2)に記載した店舗番号と同じ番号を右上に記載してください。</p>
<input type="checkbox"/> 店舗名(屋号等)がわかる外観の写真	<p>※対象店舗が複数ある場合は、どの店舗の写真か判別できるように申請する店舗の情報(様式3-1)または(様式3-2)に記載した店舗番号と同じ番号を右上に記載してください。</p>

(裏面あり)

□	店内(飲食スペース)の写真	※対象店舗が複数ある場合は、どの店舗の写真か判別できるように申請する店舗の情報(様式3-1)または(様式3-2)に記載した店舗番号と同じ番号を右上に記載してください。
□	休業・営業時間短縮の状況がわかる写真等	次の①、②のいずれかを提出してください。 ① 休業または営業時間短縮のお知らせの貼紙を店舗に提示している写真 ※店舗の入口に休業または営業時間を短縮していることを来店客に周知する貼紙等を提示し、写真(※貼紙等そのものだけでなく、店舗入口と貼紙等が画像に入っているもの)を撮ってください。 ② 休業または営業時間短縮のお知らせを、店舗のホームページやSNSなどで、広く一般の利用客向けに発信している画面の画像をプリントアウトしたもの。 <u>※写真などは、記載の文字が読める大きさと撮影をしてください。</u> <u>※任意様式の場合は、営業時間を短縮した期間(終日休業を含む)を明記してください。</u> ※対象店舗が複数ある場合は、どの店舗の写真か判別できるように申請する店舗の情報(様式3-1)または(様式3-2)に記載した店舗番号と同じ番号を右上に記載してください。
□	「認証ステッカー」を掲示している写真 ※該当店舗のみ	長崎県による「ながさきコロナ対策飲食店認証制度」において発行される「認証ステッカー」を掲示している写真等を提出してください。 ※8月24日から9月6日までに「ながさきコロナ対策飲食店認証制度」の認証を受け、営業時間を変更した場合は、“変更前”“変更後”の写真等をそれぞれ提出してください。
1日あたりの売上高が8万3,333円を超える場合は、以下の書類も添付 ※諫早市営業時間短縮要請協力金申請要領(第2期) 表1の備考欄「B~D」に該当する店舗		
□	前年度または前々年度の確定申告書の控えの写し	<p>※前年度 = 令和2年8月~9月を含む確定申告書 ※前々年度 = 令和元年8月~9月を含む確定申告書</p> <p>●法人の場合 「法人税確定申告書別表一の控え」(税務署の收受印または税理士の証明印が有るもの)の写しを提出してください。</p> <p>●個人事業者の場合 「所得税及び復興特別所得税の確定申告書のB第一表の控え」(税務署の收受印または税理士の証明印が有るもの)の写しを提出してください。 ※マイナンバー(個人番号)が記載されている箇所は黒塗りしてください。 ※電子申告(e-Tax)の場合は、確定申告書の控えの上部に受付日時、受付番号の記載のあるものを提出してください。 ※「飲食業売上高がわかる書類」の該当する月が含まれている確定申告書を提出してください。</p> <p>●確定申告書の控えの写しが提出できない場合 「住民税の申告書の控え」の写しを提出してください。</p> <p>●新規開業のため初回の確定申告の時期を迎えていない場合 次のいずれかの書類を提出してください。 ・「法人設立届出書」の写し ・「開業届」の写し</p>
開店1年以上の店舗の場合		
□	店舗の前年または前々年の8月~9月の飲食業売上高がわかる書類	※「売上帳等の帳簿」の写しなど。 ただし、要請の対象外となっているテイクアウトなどの事業の売上げや消費税は売上高から除きます。
開店1年未満の店舗の場合		
□	開店日から令和3年8月23日までの飲食業売上高がわかる書類	※対象店舗が複数ある場合は、どの店舗の売上が判別できるように申請する店舗の情報(様式3-1)(様式3-2)に記載した店舗番号と同じ番号を記載してください。
売上高減少額方式により申請する場合は、以下の書類も添付 ※諫早市営業時間短縮要請協力金申請要領(第2期) 表1の備考欄「D」に該当する店舗		
□	店舗の本年の8月~9月の飲食業売上高がわかる書類	<p>※「売上帳等の帳簿」の写しなど。 ただし、要請の対象外となっているテイクアウトなどの事業の売上げや消費税は売上高から除きます。 ※本年9月末までの売上高がわかる書類を提出してください。</p> <p>※対象店舗が複数ある場合は、どの店舗の売上が判別できるように申請する店舗の情報(様式3-1)(様式3-2)に記載した店舗番号と同じ番号を記載してください。</p>